

春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金  
支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金を支給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金（以下「受講開始時給付金」という。）
- (2) 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給する給付金（以下「受講修了時給付金」という。）
- (3) 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金（以下「合格時給付金」という。）

(対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。以下同じ。）及びひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

- (1) ひとり親家庭の親が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童

扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同等の所得水準にあること。

- (2) 就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者であること。

2 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給は、原則として、対象者1人につき、それぞれ1回限りとする。

(対象講座)

第4条 給付金の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象としない。

(支給額等)

第5条 給付金の支給額等は、次の各号に掲げる講座の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 通信制 次に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 受講開始時給付金 対象講座の受講のために支払った費用の額（以下「受講経費」という。）に100分の40を乗じて得た額（その額が、100,000円を超えるときは100,000円とし、4,000円を超えないときは支給しない。）

イ 受講修了時給付金 受講経費に100分の50を乗じて得た額（その額が125,000円を超えるときは、125,000円）からアの規定により支給した額を減じて得た額（その額が4,000円を超えないときは支給しない。）

ウ 合格時給付金 受講経費に100分の10を乗じて得た額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が150,000円を超えるときは、150,000円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金を減じて得た額）

- (2) 通学又は通学及び通信制併用 次に掲げる給付金の区分に応じ、それぞれ

に定める額

ア 受講開始時給付金 受講経費に100分の40を乗じて得た額（その額が、200,000円を超えるときは200,000円とし、4,000円を超えないときは支給しない。）

イ 受講修了時給付金 受講経費に100分の50を乗じて得た額（その額が250,000円を超えるときは、250,000円）からアの規定により支給した額を減じて得た額（その額が4,000円を超えないときは支給しない。）

ウ 合格時給付金 受講経費に100分の10を乗じて得た額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が300,000円を超えるときは、300,000円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金を減じて得た額）

2 受講経費の対象経費及び対象除外経費は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

ア 入学料（当該受講施設に納付する入学金又は登録料をいう。）

イ 受講料（受講費、教科書代及び教材費をいう。）

ウ ア及びイの消費税

(2) 対象除外経費

ア 高等学校卒業程度認定試験の受験料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 講座の補講費

エ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用

オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

カ 受講のための交通費

キ クレジット会社に対する分割払い手数料

ク 支給申請時点で受講施設に対して未納となっている受講経費

3 算定した支給額に1円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。

(対象講座の指定)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自らが受講しようとする講座について、春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（第1号様式。以下「対象講座指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。）又は申請者の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合は前々年分、8月から12月までの間に申請する場合は前年分の額）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額に係る市町村長の証明書を含む。）

2 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（第2号様式。以下「対象講座指定通知書」という。）により通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受講開始時給付金

ア 申請者は、対象講座を開始した後に、市長に対して、春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第3号様式。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

イ 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

(ア) 前条第1項各号に掲げる書類

(イ) 対象講座指定通知書

(ウ) 受講経費に係る領収書

(2) 受講修了時給付金

ア 申請者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、支給申請書を提出するものとする。

イ 受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

(ア) 前条第1項各号に掲げる書類

(イ) 対象講座指定通知書

(ウ) 受講修了証明書

(エ) 受講経費に係る領収書

(3) 合格時給付金

ア 申請者は、合格時給付金の支給を受けようとするときは、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、合格時給付金に係る支給申請書を提出するものとする。

イ 合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

ウ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

(ア) 前条第1項各号に掲げる書類

(イ) 対象講座指定通知書

(ウ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

2 市長は、支給申請書を受理したときは、受給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（第4号様式）、支給を却下したときは春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金却下通知書（第5号様式）により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により支給決定を行ったときは、速やかに受講修了時給付金又は合格時給付金を支給するものとする。

5 給付金の支給年度は、申請のあった日の属する年度とする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(状況報告及び調査)

第9条 市長は、給付金の適正な支給を確保するために必要があると認めるときは、その講座の受講状況等について、申請者から報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定は、令和5年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。